

○伊那市議会基本条例

平成24年3月30日

条例第20号

改正 平成25年2月28日条例第1号

令和3年12月24日条例第27号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）

第3章 議会運営の原則と議会の機能（第6条—第9条）

第4章 市民との関係（第10条—第12条）

第5章 市長等執行機関との関係（第13条—第17条）

第6章 議員の政治倫理（第18条）

第7章 会派及び政務活動費（第19条・第20条）

第8章 災害時の対応（第21条）

第9章 議会事務局（第22条）

第10章 補則（第23条・第24条）

附則

わが国の地方自治体は、議会の議員と執行機関である長のいずれをも直接公選とする二元代表制を採っているが、これはその選任に住民の意思を直接反映させるとともに、議会と執行機関としての長とが、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持して、公正で円滑な自治体運営が図られることを期待したものである。

このような組織体制の下で、地方自治体が独自の責任と判断により、政策を立案し決定していく地域主権が進行し、住民に最も身近な市町村の役割が一層重要となる中で、特に市町村議会の果たす役割と責任は重くなり、住民からの期待はより高まってきている。

伊那市議会は、地域主権の潮流の中で、議会の機能を高めるために、これまでも議会の活性化や議会改革に取り組んできたところである。しかし、これまでの改革に満足することなく、市民との活発な意見交換を図り、自由闊達な議員間討論を尽くすことにより政策立案及び政策提言を行って、市民から信頼される議会、市民に分かりやすい議会、市民に開かれた議会を目指し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参画を求めていくことが必要である。このような認識の下、議会及び議員の役割と責務を再認識したと

きに、議会の機能を更に充実させるために議会基本条例の制定の必要性を認定するに至った。

よって、ここに伊那市議会は、二元代表制の下での議会及び議員のあり方を明確にするとともに、市民の負託に応え、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会と市民との関係並びに議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市民の多様な意見を市政に反映させるために公平かつ公正な議論を尽くすことにより、市政における唯一の議決機関としての役割を果たし、前条の目的実現を目指すものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 市民に対する積極的な情報の公開を図るとともに、透明性を確保し、公平、公正かつ民主的で、市民に分かりやすく参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市民本位の立場から、市長等の事務が適正に行われているか監視し、評価すること。
- (4) 市民の多様な意見をもとに、政策の立案及び提言に積極的に取り組むこと。
- (5) 市民の市政への参画機会を拡充する議会運営に努めること。

第2章 議員の責務及び活動原則

(議員の責務)

第4条 議員は、市民の代表者として、市民全体の福祉の向上のために活動することにより市民の負託に応えるものとする。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議員は、自らの資質の向上に努めること。
- (2) 議員は、市政全般の課題及びこれに対する市民の多様な意見の把握に努めること。
- (3) 議員は、議会活動について、市民に対して説明すること。

第3章 議会運営の原則と議会の機能

(議会運営の原則)

第6条 議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会運営に努めなければならない。

(議員間討論の重視)

第7条 議会は、合議制の機関として、議員間の自由な討論の場を設けるとともに、これを重んじなければならない。

(議会の機能の強化)

第8条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

(議長の責務)

第9条 議長は、中立公正に職務を遂行するよう努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

第4章 市民との関係

(市民の参画機会の充実)

第10条 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保に努めるとともに、市民の傍聴意欲を高めるよう分かりやすい視点、方法等で運営しなければならない。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の多様な意見を議会の審議に反映するよう努めるものとする。

3 議会は、市民との意見交換の実施等、市民の議会参画に係る制度の充実に努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、審議等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるとともに、審議等に必要がある場合は当該請願者及び陳情者の意見を聴くものとする。

(情報公開の推進)

第11条 議会は、市民に対し説明責任を果たすとともに、開かれた議会運営に資するた

め、情報公開を推進しなければならない。

(議会広報の実施)

第12条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会に関心を持つよう広報活動を実施しなければならない。

第5章 市長等執行機関との関係

(市長等との関係の基本原則)

第13条 議会は、市長等に対して、常に緊張ある関係に努め、市長等の事務が、適正、公平かつ効率的に執行されるよう監視及び評価する責務を有する。

(決議等の検討経過の説明)

第14条 議会は、市長等に対して、議会において行った決議、意見書の提出及び提言に対する検討の経過を明らかにするよう求めるものとする。

(議会への政策等の説明)

第15条 議会は、市長等に対して、市政における重要な計画、政策及び課題を説明するよう求めることができる。

(議会運営予算の確保)

第16条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算確保に努めるものとする。

(質問等)

第17条 市長等は、議員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

2 議員は、議長の許可を得て市長等に文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めることができる。

第6章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の負託により、市民の代表として市政に携わる機能及び責務を有することを自覚し、公正、誠実及び清廉を基本として、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、伊那市議会議員政治倫理条例(平成25年伊那市条例第61号)の規定によるものとする。

第7章 会派及び政務活動費

(会派)

第19条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、基本的理念及び政策が一致する議員で構成し、議会活動を行う。
- 3 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(政務活動費)

第20条 会派は、伊那市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年伊那市条例第269号）の規定に基づく政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。

- 2 会派は、政務活動費を適正に執行しなければならず、その使途については市民に対して説明責任を負う。
- 3 会派は、政務活動費を活用した調査研究その他の活動の結果について、議長に報告するとともに議会活動の場で生かしていくよう努めなければならない。
- 4 会派は、政務活動費の全ての支出の証拠を明確にし、公表するとともに、政務活動費の透明性の向上に努めるものとする。

第8章 災害時の対応

(議会対策会議の設置等)

第21条 議長は、伊那市災害対策本部（伊那市災害対策本部条例（平成18年伊那市条例第162号）に基づき設置される災害対策本部をいう。）が設置されたときは、伊那市議会災害対策会議（以下「議会対策会議」という。）を設置することができる。

- 2 前項の議会対策会議の組織及び事務に関し必要な事項は、議長が別に定める。
- 3 災害時の議会及び議員の役割等に係る計画については、議長が別に定める。
- 4 議長は、感染症による被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1項の規定の例により議会対策会議を設置することができる。

第9章 議会事務局

(議会事務局の体制整備)

第22条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

第10章 補則

(他の条例等との関係)

第23条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(見直し規定)

第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について任期中に1回以上は検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月24日条例第27号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。